

平成23年7月5日

平成23年度補正予算（第2号）に伴う対応等

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

自治財政局財政課
大井財政企画官、原係長
代表 03-5253-5111 内 23314、23323
直通 03-5253-5612
FAX 03-5253-5615

事務連絡

平成23年7月

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成23年度補正予算（第2号）に伴う対応等について

政府は、平成23年7月5日に、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、平成23年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 原

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の補正予算

本日、政府は平成23年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、この通常国会に提出する予定であること。

今回の補正予算においては、歳出面で、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、原子力損害賠償法等関係経費2,754億円、被災者支援関係経費3,774億円、東日本大震災復旧・復興予備費8,000億円、地方交付税交付金5,455億円等を追加計上していること。また、歳入面で、前年度剰余金受入1兆9,988億円を追加計上していること。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成23年度の補正予算（第1号）による補正後予算に対し、1兆9,988億円増加し、9兆4千7百155億円となっていること。

## 第2 補正予算等に係る財政措置

今回の補正予算においては、平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることなどから、これらに関連して次のとおり地方財政措置を講じる予定であること。

### 1 地方交付税の追加等

平成23年度分の地方交付税の増5,455億円（平成22年度精算分）については、平成23年度当初予算における普通交付税の総額と「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第10条第2項本文の規定による普通交付税の算定額の見込額との差額（約900億円の見込み）を除き、平成23年度補正予算（第1号）による補正後の特別交付税総額に加算（約4,600億円の見込み）されること。

### 2 追加の財政需要等に対する財政措置

(1) 国の補正予算により平成23年度に追加される災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債（補助災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとしていること。

#### ① 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

② 補正予算債

補正予算債については、補正予算（第1号）における措置と同様に、東日本大震災への対応のための特例として、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置することとしていること。

なお、上記①及び②の詳細については、別途お知らせすることとしていること。

- (2) 今回の補正予算により平成23年度に追加される「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）第9条第2項の規定に基づく、被災者生活再建支援基金への都道府県の追加拠出については、特別交付税によりその全額を措置することとしているほか、地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処することとしていること。
- (3) 上記1の平成23年度の特別交付税総額に加算される額の配分方法については、上記(2)のほかその詳細について別途お知らせすることとしていること。

## 平成23年度一般会計補正予算(第2号)等について

平成23年7月5日

(単位 億円)

## 第一 一般会計予算の補正

## 1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 原子力損害賠償法等関係経費	2,754
① 原子力損害賠償法関係経費	2,474
② 原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費	280
(2) 被災者支援関係経費	3,774
① 二重債務問題対策関係経費	774
② 被災者生活再建支援金補助金	3,000
(3) 東日本大震災復興対策本部運営経費	5
(4) 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000
(5) 地方交付税交付金	5,455
計	19,988

## 2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

前年度剰余金受入	19,988
----------	--------

(備考) 上記の補正により、平成23年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ947,155億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など4特別会計について、所要の補正を行う。

平成23年度補正予算（第2号）フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	前年度剰余金受入	19,988
(1) 原子力損害賠償法関係経費	2,474	(1) 財政法第6条剰余金	14,533
(2) 原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費	280	(2) 地方交付税交付金財源	5,455
2. 被災者支援関係経費	3,774		
(1) 二重債務問題対策関係経費	774		
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5		
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
合 計	19,988	合 計	19,988

(注1) このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法(仮称)に基づき、原子力損害賠償支援機構(仮称)に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。

(注2) 前年度剰余金の処理のため、要特例法。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。